

山形県子どもの居場所運営支援事業費補助金Q&A

問1 会場使用料、賃借料について、実施する個人・団体等が所有する施設等を使用して実施する場合、水道光熱費等は対象経費に該当しないのか。

答 子どもの居場所活動を実施した分のみを明確に分けて証明できるのであれば対象経費とすることはできますが、客観的に明確にすることができなければ補助対象経費とすることはできません。

問2 寄付金などすべての収入を、別記様式第2号-2の所要額調書に記載が必要か。

答 寄付金や参加者負担金などの収入については、補助対象経費に充当されるもののみ記載してください。
(例) 参加者負担金を人件費や備品購入費等の補助対象とならない経費に充てる場合、別記様式第2-2においては、参加者負担金の記載は必要ありません。

問3 別記様式第1号の保健所への届出・許可等の状況について、許可が必要かどうかかわからない。誰に相談すればよいか。

答 管轄の保健所の食品衛生担当課に、届出等必要かどうか御確認ください。

問4 他の補助金等を活用している場合、併用できるか。

答 対象経費が被らなければ他の補助金等を受けていても本補助金の対象とします。